平成30年度

東京都多重債務問題対策協議会生活再建部会

平成31年1月18日(金) 東京都庁第二本庁舎10階 207会議室

午後2時00分開会

○渡部委員 では、お待たせいたしました。

ただいまから、「平成30年度東京都多重債務問題対策協議会 生活再建部会」を開催いたします。

なお、本日は当部会の部会長であります生活福祉部長の坂本が体調不良により欠席をさせていただいておりますので、本日の審議の進行につきまして事務局である生活福祉部の私、地域福祉課長、渡部が部会長代行を務めさせていただくこととさせていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

(委員 異議なし)

○渡部部会長代行 ありがとうございます。それでは、本日の議事進行につきましては部 会長代行の渡部が務めさせていただきます。

本来であれば、坂本部長より御挨拶申し上げるところでございますが、私のほうが部長の挨拶を代読させていただきます。

皆様こんにちは。お忙しい中、本部会に御出席ありがとうございます。また、日ごろから東京都の福祉保健医療施策に御理解、御協力をいただいておりますこと、厚くお礼申し上げます。

この生活再建部会は、各相談窓口や関係機関との連携を深め、多重・過剰債務などの経済的困難を抱える方の生活をいかに再建するかということを協議していただく場として、 平成19年度から協議会の下に設置されているものでございます。

本日、最初の議題であります多重債務者生活再生事業は、相談と貸し付けをセットにして多重・過剰債務者の生活の再生を支援することを目的に平成19年度から開始した事業でございまして、相談件数は平成26年度の1,005件をピークに、その後は900件前後で推移しております。

本年度につきましては、11月末時点の前年同期比がプラス13.6%で増加傾向にありますが、最終的に900件後半の件数を見込んでおります。

一方で、御相談の内容は生活費の不足、月々の返済額の軽減、税金、公共料金滞納などの経済的な問題が44%~50%と高い水準になっているほか、依存症などの精神的な問題など、病気を抱える方による相談も20%と多い状況でございます。

このように、債務の法的整理に加え、心の問題など、さまざまな問題が複合的に絡んだ 相談に対して効果的に支援を行うことが求められておりまして、関係機関の連携をより一 層強化していくことが必要であると考えております。

また、本日の議題にもありますが、生活困窮者自立支援法の改正法が平成30年10月に一部施行され、その中で家計相談支援事業については実施を努力義務とされ、指導を行う事業ではなく、生活困窮者が自身で家計の把握を行い、その改善に取り組む力を育てる支援との位置づけを明確化し、事業の名称も家計改善支援事業に改められました。

都といたしましても、今回の法改正を踏まえ、より一層、区市の取り組みが進むよう支援してまいりたいと考えております。

本日は、多くの関係機関の方々が一堂に会される貴重な機会でありますので、忌憚のない活発な意見交換をお願いいたしまして挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします

それでは、着座にて進めさせていただきたいと思います。

続きまして、前回会議から委員の変更がありましたので、新しく委員になられました方 を御紹介いたします。

第一東京弁護士会の釜谷委員でございます。

- ○釜谷委員 よろしくお願いいたします。
- ○渡部部会長代行 東京労働者福祉協議会の大塚委員でございます。
- ○大塚委員 大塚でございます。どうぞよろしくお願いします。
- ○渡部部会長代行 公益社団法人日本クレジットカウンセリング協会の杉山委員でございます。
- ○杉山委員 杉山です。よろしくお願いします。
- ○渡部部会長代行 八王子市の一杉委員でございます。
- ○一杉委員 一杉です。よろしくお願いいたします。
- ○渡部部会長代行 瑞穂町の田野委員でございます。
- ○田野委員 田野です。よろしくお願いします。
- ○渡部部会長代行 また、東京都の人事異動により、都側の委員の変更もございますが、 紹介はお配りしております委員名簿にてかえさせていただきます。

本日の出席状況でございますが、鷲頭委員、山本委員、新倉委員から御欠席の御連絡をいただいております。

また、武田委員につきましては代理で澤田保健医療政策専門課長、坂田委員につきましては代理で寺田課長代理に出席をいただいております。

次に、お手元の配付資料について確認させていただきます。

まず、次第、委員名簿、座席表、資料1として「多重債務者生活再生事業の実施状況について」、A3が2枚になります。

資料2-1、「生活困窮者自立支援法の概要」について、A4が1枚でございます。

資料2-2、「多重債務者生活再生事業による区市への支援について」、A4が2枚になります。

資料3、東京都における自殺総合対策としてA4が6枚、ホチキスどめと、それからも う一枚A4がございますが、こちらのほうは会議後回収をさせていただきます。

それから資料 4-1、「平成 3 0 年度多重債務問題に対する研修の実施結果について」、 A 3 が 1 枚でございます。

資料4-2、「法改正に伴う家計改善支援事業について」、A4が6枚になっております。 また、参考資料としてリーフレットが2枚、机上に配付してございます。

資料の不足等はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、議事に入ります。お手元の会議次第に従いまして、議事を進めてまいります。 最初は議題の1、「多重債務者生活再生事業の実施状況について」でございます。では、 資料1に基づいて御説明をいたします。

多重債務者生活再生事業は、東京都生活再生相談窓口を設けまして、生活再生への意欲があるにもかかわらず、多重債務で生活困難な状況にある方に対し、生活相談や家計診断を実施し、弁護士による法的アドバイスや専門機関への橋渡し、同行支援などとともに、必要に応じて資金を貸し付けることにより、多重債務の解決を図り、生活の再生を支援することを目的とした事業でございます。

東京都社会福祉協議会が東京都の補助を受けまして基金を設置、運用し、一般社団法人 生活サポート基金が生活相談を行い、中央労働金庫が貸し付けを実施しております。

1の「事業実績」ですが、本事業実績及び推移につきましては横長の表となっておりますが、生活サポート基金に寄せられる新規相談件数は累計で8,876件、制度発足以降増加し、26年度の1,005件をピークに、29年度には867件まで減少しましたが、今年度は11月末時点で653件、前年同期比で13.6%の増となっております。

また、債務整理中や債務整理後の生活再生資金の貸付実績は累計で246件、貸付金額としては4億4216万円となり、1件当たりの平均貸付金額は約180万となっております。

25年度以降は減少傾向でしたが、今年度は11月末時点で9件、貸付金額としては1, 281万円となり、融資希望の相談がふえたということもありますが、前年度同期比でそれぞれ50%増、14.6%増となっております。

次に「30年度の実績」でございますが、①の相談窓口に至るアクセス経路では区市町村からの紹介が平成30年度は43%を占めており、年度推移で見ましても4割以上で推移しております。次いで、ホームページが全体の4分の1程度で推移をしております。

②の「相談内容」を見ますと、これは複数回答となっておりますが、生活費の不足、融資希望、税金、公共料金滞納、この3つの相談内容が29年度に減少をしましたが、30年度は生活費の不足が50%、融資希望が42%、税金、公共料金の滞納が48%と、それぞれが増加に転じております。

また、月々の返済額の軽減、住居や転居先の確保、就職など、家計収支の改善にかかわる内容が29年度に比べ、減少している一方で、教育資金、DV、家族の不和、離婚、養育費に関係した相談が微増傾向となっております。

- ③の相談者の「職業別」ですが、正規雇用、非正規雇用、ともに3割程度で推移をして おります。
- ④の「債務残高」でございますが、債務が200万円以下の方が約4割を占めております。その一方で、住宅ローンを抱えているなどにより1,000万円を超える方も15%程度おります。また、相談者一人当たり平均額はおおむね700万円台で推移しております。
- ⑤の「年収」では、ここ数年、収入がない人は12%まで減少している一方、収入はあるが年収300万円以下の方が53%を占め、年度推移で見ますと若干増加傾向にございます。
- ⑥の「他機関への紹介」では、相談の結果、他の関係機関につないだ状況で複数回答になりますが、件数全体では増加傾向にあります。そのうち、弁護士会への紹介が48%と最も多く、年度推移で見ますとピーク時からは減少傾向にあるものの、依然として5割程度で推移をしております。

次いで、28年度まではその他に含めておりましたフードバンクへの紹介が23%となっております。これは、生活にお困りの方を食料支援団体に紹介しているものでございます。

また、税や年金、保険料など、徴税、徴収部署などの区市町村が11%、生活サポート

基金独自の融資につなげるケースが16%と増加しております。その他も2割程度となっておりますが、精神的な問題を抱えた方を保健所や精神保健センターに紹介するといった例が挙げられます。

1枚おめくりいただきまして、次に2の「平成30年度の主な取組」となっております。

- ①の「関係機関との連携」ですが、(1)の「関係機関の紹介・連携支援」では、相談者の状況に応じて弁護士会や司法書士会、法テラス、日本クレジットカウンセリング協会、区市町村などの関係機関を紹介し、連携しながら相談者の生活再生に向けた支援を実施しております。
- (2)の「関係機関への出張相談・同行支援」では、交通費がないと生活再生相談窓口に訪れることが困難な場合などには、相談者の身近な区市町村、役所の場所を利用した出張相談や、みずから相談機関を訪れることに不安を抱えている相談者、うまく話を伝えられない相談者に対しては、関係機関への同行支援も実施しております。
- (3)の「関係機関職員に対する研修」では、税金や年金の滞納者など、債務を抱える 方と接する機会が多い窓口の職員を対象に、多重債務に関する基礎知識の習得、相談への 対応力向上を目的とした研修を実施しております。詳細は、資料4-1で後ほど説明をさ せていただきます。
- (4)の生活困窮者自立支援窓口と連携した支援につきましても実施しておりますが、 詳細は資料2-1と2-2で御説明させていただきます。

右上の「②事業の周知・広報」ですが、広報東京都への掲載やホームページによる周知、または今月から新たに東京都福祉保健局Twitterでのツイートを実施するほか、東京都消費生活総合センターが主催する「多重債務110番」への参加や、産業労働局が主催します「一都三県ヤミ金融被害防止合同キャンペーン」での事業紹介、「こころといのちの相談・支援東京ネットワーク」への参加など、周知広報に努めております。

その下の「③こころの問題を抱えた相談者への対応力向上」では、買い物やギャンブル 依存症の方など、債務に加えて精神的な課題を抱えた方々の相談に的確に対応できるよう、 多重債務者にかかわる各相談窓口の方に向けた事例検討会や研修を実施しております。

説明は、以上でございます。

それでは、今、御報告させていただいた件につきまして御意見、御質問等があればお願いいたします。

○橋本委員 現時点で、相談件数が増えてきている要因をどう考えていらっしゃいますか。

- ○渡部部会長代行 今、相談件数が増えている要因ですか。この実績につきましては、本 日生活サポート基金の清原相談員がオブザーバーとして出席いただいておりますので、傾 向として何かありますでしょうか。
- ○清原オブザーバー 恐らく、自立相談窓口との連携が、研修などを通してより周知、強化されましたので、そこの紹介が増えているのではないかと思っております。
- ○橋本委員 制度が知られてきたということですか。
- ○清原オブザーバー そうですね。
- ○橋本委員 ありがとうございました。
- ○渡部部会長代行 後ほど説明しますが、この生活サポート基金のほうで、自立相談支援機関のほうへのスーパーバイズ機能も持ち合わせております。また生活困窮自立支援法に基づく自立相談支援機関、それから家計改善支援事業の従事者の方のステップアップ研修なども東京都は独自に実施しておりますが、そちらのほうの研修の講師にもなっていただいておりまして、その辺で生活サポート基金のいわゆる相談のスーパーバイズ機能もあり、こちらのほうに難しい問題などはつないでいって御相談、助言をしていただいたり、相談をつなぐのがいいのかなというところで、自立相談支援機関との連携がさらに密になったので、そちらからつながる相談件数が増えたのではないかと思います。

海老名委員、どうぞ。

○海老名委員 被害者の会の海老名と申します。

東京の世田谷でやっている雑草の会なんですけれども、毎月第1日曜日6時ごろから9時か10時ごろまでやっています。

最近の相談は、やはり若い方でインターネットでの申し込みが割に安易というか、簡単といったらいいのか、昔だとそれぞれ窓口だとか、サインだとかということで複雑だったんですけれども、今は割にインターネットで申し込めるようになったということで安易に借りられて、それで給料が下がったり、結婚したり、子供さんが生まれたり、夫婦で別れるだとか、そういうことなどの相談が増えているという感じです。

そういう点では、この事業が皆さんのそれぞれの部門の方に積極的に関わっていただいて、特にサポートセンターの存在が大きくなって、被害者に寄り添っていただいて本当に ノイローゼになるんじゃないかと思うくらい相談に乗っていただいています。ここで改め てお礼を申し上げさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○渡部部会長代行 ありがとうございます。研修でもグループワークでそれぞれ事例に基

づいて、清原さん以下、生活サポート基金で3人講師になっていただいて、結構密にきめ 細かく研修は対応させていただいております。そういった成果も、いろいろ生活サポート 基金の相談の対応も御評価いただいてありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

では、質疑は以上とさせていただきまして、次の議題に入らせていただきます。続きまして、議題2の「生活困窮者自立支援法との連携について」でございます。資料の2に基づき、御説明をさせていただきます。

資料2-1でございますけれども、生活困窮者自立支援法につきましては、27年4月に施行されてから4年目の平成30年10月1日より、生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化などを柱とする改正法が一部施行されておりますが、実施主体となる福祉事務所設置自治体の区市等が必須事業の自立相談支援事業、住宅確保給付金の支給のほか、任意事業として記載の③~⑥の事業、特に家計改善支援事業などを組み合わせ、多様かつ複合的な課題を抱える生活困窮者を早期に発見し、生活困窮者の自立を促進するものでございます。

全区市に自立相談支援の窓口が置かれておりますけれども、数字はこちらの資料に添付しておりませんが、29年度の新規相談件数は2万6210件、9年度は11月末までに2万478件となっております。本事業との関連が深いのが家計改善支援事業となりますが、改正法による支援内容の見直しの詳細は後ほど資料4-2で説明をさせていただきます。

家計改善支援事業の都内での実施状況は、30年度は35区市で実施しております。町村は西多摩福祉事務所になりますので、東京都のほうで実施しておりますので、36の団体で実施しております。

また、法に基づく相談件数は、今年度は11月末までに899件になりますが、前年度 同期比で29%ほどの増となっております。都は全ての区市で家計改善支援事業に取り組 んでいただけるよう、また質の高い支援が提供されるよう、多重債務者再生事業を活用し、 区市への支援を行っております。

具体的な区市への支援体制につきましては、1枚おめくりいただきまして資料2-2、 「東京都生活再生相談窓口による区市等への支援について」で御説明をいたします。

都は、生活再生相談窓口をスーパーバイズ機能として位置づけ、区市への支援を行って おります。具体的には下のフロー図のとおりですが、まず①のところで、区市は相談に対 し、支援の方策に迷った場合、生活再生相談窓口に支援を依頼します。

それに対しまして、生活再生窓口は②のところになります。内容は左の枠になりますが、 スーパーバイズとして区市ができる支援や、関係機関との連携における役割分担に関する 助言、問題解決に向けた道筋の提案、さらには弁護士支援と融資等、専門相談などの実施 を通じまして、関係機関も含めた一体的な支援体制の構築を図っております。

こうした支援体制の実施により、区市の中での相談者本人、家庭への継続的な支援の充 実、区市の関係機関の連携促進、区市の困窮者窓口相談員のスキル向上、さらには問題に 対する迅速かつ適切な解決方法の提示ができるノウハウの蓄積が効果として見込まれます。

もう一枚おめくりいただきまして、30年度の「連携実績」になりますが、生活再生相談窓口の11月までの総相談件数は表の右下、653件、そのうち区市等相談窓口経由は169件となっております。これらの取り組みにより、身近な区市で多重債務を抱えた方の相談を受けられる体制を整備しております。

次に、3の「連携事例」でございますが、多重債務者生活支援事業と生活困窮者自立支援法の連携事例の2事例でございます。

【事例①】は、鬱病に発達障害の診断が出ました無職の女性の方ですが、自立相談支援機関から借金の返済が困難になり、再生窓口へつながり、家計相談の際に再生窓口も同席し、弁護士への同行支援も行い、債務整理手続や就労支援を着実に進めることができた事例でございます。

右の【事例②】でございますが、再生窓口が自立相談支援機関へ出張相談を行い、債務整理の相談は法テラスにつなげ、東京チャレンジネットの一時住宅に入居し、このチャレンジネットとは都の事業で、住宅を喪失し、不安定な就労をしている方を対象に生活、居住、就労に関する相談援助や、一時的な住宅提供などの総合的な支援を行っているサポートセンターになりますが、そこの一時住宅に入居し、その入居中に敷金、礼金等、転居費用を積み立て、アパートへ転居し、生活の立て直しを図ることができた事例でございます。詳細は、後ほど御参照いただければと思います。

説明は、以上でございます。今の報告につきまして、御意見、御質問はございますでしょうか。

生活困窮の窓口では、家計改善支援の取り組みが進んでいるということで、窓口を持たれている行政の方で、昨年度も足立区さんのほうでは大分、弁護士会や関係機関と連携しながら取り組まれている状況をお伺いいたしましたけれども、改正法で各部局において自

立相談支援事業等の利用勧奨ですね。いわゆる税の部分とか、そういったところも自立相 談支援機関につなぐというんでしょうか、そういった利用勧奨を行うことが努力義務化さ れましたけれども、改正法を踏まえましてどうかということで、足立区さんのほうで状況 はいかがでしょうか。

○橋本委員 改めまして、足立区福祉部くらしとしごとの相談センター所長の橋本でございます。よろしくお願いします。

法改正が踏まえてというわけではないのですが、要支援者を早期に発見し、当センターにつなげるため、税部門や国民健康保険部署など、窓口を持っている庁内の各所管と年3回ほど連絡会を開き、意識啓発を行っています。つなぐ際には「つなぐシート」という媒体を使って、相互の連携を図っております。先ほども制度の周知が進んでいるというお話があったのですが、やはり当区においても少しずつ当センターの認知度が高まり、連携が進んできていると感じております。

実際、 $28\sim29$ 年度にかけて相談件数自体が40%くらい増えました。2, 200件程度だったのが2, 900件以上まで増えてきています。

庁外連携につきましてもライフライン事業者等との連携のほか、東京弁護士会に御協力を頂き、毎月第2水曜日、第4水曜日、月2回、当センターにて法律相談を実施しております。その他、北千住の芸術センター9階で、年5回、各6日間、「出張総合相談会」を行っており、そこでは、生活保護ケースワーカーや保健師、ひきこもりのNPO法人などが幾つかブースを設けて相談を受けるのですが、そこにも東京弁護士会にお越し頂き、法律相談ブースを設けています。そのような状況の中にあって、法律相談はかなり増えてきていると感じております。

また、家計改善のお話があったのですが、家計相談として単独ではやっておりませんが、 自立相談の中で、併せて家計相談も受けている状況です。この制度が始まり、当センター が新設された当初、サポート基金様に3カ月間、席を置かせて頂き、当センターの相談員 が3名、研修という形で勉強させて頂きました。そういった経験を踏まえながら、家計相 談についても支援をさせて頂いております。

- ○渡部部会長代行 八王子市さんは、その後、改正法を踏まえまして、庁内の連携の進み 具合とか、傾向として今年度何かありますでしょうか。
- ○一杉委員 国保の関係ですとか、税の関係の職員の方に、業務終了後にどうしてもなってしまうのですけれども、研修会などを開いたり、あちらからどういう人をつなげたらい

いかとか、どのようにつなげたらいいかという意見交換会みたいなものを改正後に始めま した。

あとは、家計相談支援事業を委託で28年度からやっているんですけれども、本当にどんどん増えている状況といいますか、法テラスさんや弁護士会さんにお世話になって、一緒に同行して相談に乗ったりですとか、税の滞納の分割整理などにも家計相談支援員が本人と一緒に行ってというようなことも増えている状況です。

- ○渡部部会長代行 ありがとうございます。ほかに何か御質問、御意見はございますでしょうか。
- ○海老名委員 被害者の会の海老名です。

先ほどの税金の問題です。生活再建するという中で、よく私は言わせていただいているんですけれども、前は金融機関だとかカード会社からの借金の多重債務だけれども、今はといったら語弊はありますが、最近は本当に地方税関係の負担が物すごく多くなって、実際は皆さんもいろいろつないでいただいて、差し押さえだとかはしていないかとは思うんですけれども、やはり世田谷区の場合は差し押さえもあります。それも去年までは国民健康保険料について延滞金は免除していたんですが、30年の7月から徴収がきつくなったというか、そうなりましてさらに矛盾があって、先日、世田谷区の担当の部署に行ってきたんですけれども、やはりなかなか相談に乗り切らない。足立区さんのほうは丁寧にいろいろやられているというんですけれども、具体的にはその辺の滞納だとか、延滞金だとか、民間の金融会社は裁判で判決をとるということで割に納得しやすいのですが、地方税の場合は直接やるんですよね。そんなことで、担当者もなかなか悩んでいて、世田谷区の場合はやりたくないんだけれども実行しているのが現実です。

その辺は、足立区さんなり八王子さんは具体的にそういう問題とぶつかったりしたことはないのか。あるいは、その辺はどう努力されているのかということをちょっとお尋ねしたいと思います。

○橋本委員 先ほど法律の相談は増えているというお話をしたのですが、多重債務の相談 も増えていまして、東京弁護士会にお越し頂いている、毎月2回やっている法律相談では、 4月~11月だけで15件ほど多重債務の相談がきています。

その中には、海老名さんが仰られたような、税部門や国民健康保険の関係の滞納者もあり、状況によっては分納の相談を窓口のほうに当センターの相談員が同行して、所管課に 分納を相談させていただくケースもあります。 さらに厳しい場合には、生活保護を所管する福祉事務所につなぐケースもあります。

○渡部部会長代行 ありがとうございます。

八王子市さん、いかがですか。

- ○一杉委員 八王子市の場合、足立区さんとほぼ同じような状況で、個々の方の状況によっても変わってくるのですが、滞納されている方をこちらの生活自立支援課のほうの窓口につないでいただいて、またうちの家計相談支援員が同行して分割をどのようにしていくかとか、そういう話をする場合と、やはり生活保護のほうの制度に一時的につながる方とかが多いでしょうか。
- ○渡部部会長代行 ありがとうございます。東京都のほうも、生活困窮の自立相談支援機関と税部門のところの連携をきちんと情報を共有した上で、縦割りではなく、うまくその人の状況を踏まえた上できちんとつないでくださいという通知文を各区市にも出させていただいておりますので、そういったところでの御対応をしていただいているんだと思います。よろしいでしょうか。
- ○海老名委員 生活保護に回せばいいんですけれども、そういう税金関係は消滅するんで すか。
- ○橋本委員 生活保護を受けている間は、免除されると記憶していますが、担当ではない ので正確ではないかも知れません。
- ○渡部部会長代行 よろしいでしょうか。
- ○白井委員 第二東京弁護士会の白井と申します。

参考までにお伺いしたいんですけれども、今、東京都の基本的には同じ市区町村というか、同じところの税の訴えということだと思うのですが、例えば転居されてきている方とかいますね。去年まで東北にいたけれども、今は東京に来ているとか、多分東京都の中であれば多少そういう税収の連携というのが図りやすいかと思ったんですけれども、例えばほかの都道府県とかの場合は、本当に行政によって全然税の対応というのは違うので、そういうときは御自身でそこの県なり市なりと話をしてきてくださいねと、やはりそれ以上のことはなかなか難しい。

そういう例が実際あるのかどうかわからないんですけれども、あった場合には御本人で ちょっと頑張って交渉してきてくださいねという感じになるんですか。

○橋本委員 実際にそういった事例について把握はしていませんが、もしも、そういう方 があったとしても、自分だけで解決するようにと突き放すことは致しません。

- ○一杉委員 八王子市でも実際の事例は聞いていないのですが、同じように突き放すということはなく、一緒にもとのところに確認したり、連携がとれる支援先に一緒に相談するような感じでしょうか。
- ○渡部部会長代行 サポート基金の清原さんなどは、自立相談支援機関と連携しながら、 何かそんな他県からの転居での対応の経験はございますか。
- ○清原オブザーバー うちも相談は長くやっていますので、他県とか他市、他区の税金もあわせて滞納しているという方が今までたくさんいらっしゃいます。分納相談の基本はやはり家計の中から、幾ら払えるのかということになります。でも、払えないときは債務整理するとか、家賃を下げるとか、いろいろ家計のダイナミックな転換をセットにしないと、なかなか分納の相談には応じてもらえないし、本人も捻出できないということになるんです。

それで、他県の税金も延滞している。区も2つくらい転居していていろいろ延滞しているといったときに、どこかだけ払ってしまうと他から差し押さえをされてしまう可能性もありますので、全体状況をやはり各市区、県の方も含めて御説明をして、こういう家計の中なのでこれこれしかじかの対応をするので、お宅の市は幾ら、お宅の市は幾らという形で、私たちは大体残高に応じた比率で交渉をまず始めるということをしています。

それで、場合によってはすごく優しいところもありますし、延滞金は後でいいよとか、 まけないとか、いろいろありますので、その辺も情報収集しながら対応することが必要で はないかと思います。

- ○渡部部会長代行 ありがとうございます。
- ○葛田委員 東京弁護士会の葛田です。

いまの点に関連して確認のための御質問なのですが、自治体ごとの未納税額などについての情報交換制度のようなものはあるんですか。例えば、割賦販売法や貸金業法などに基づく指定信用情報機関としてCICがありますけれども、自治体間で未納税額などの情報交換をする公的な制度・システムというのはないということで良いのですよね。

- ○橋本委員 私の勉強不足かもしれないのですが、聞いたことはありません。
- ○葛田委員 分かりました。ありがとうございます。
- ○渡部部会長代行 この議題についての御質問、御意見はよろしいでしょうか。

それでは、次の議題に入らせていただきます。続きまして、議題3の「都の自殺対策への取組について」でございます。報告者は、福祉保健局保健政策部健康推進事業調整担当

課長の中山でございます。では、中山課長、よろしくお願いします。

○中山オブザーバー よろしくお願いいたします。中山でございます。少々遅れまして申 しわけありませんでした。では、資料3に基づいて御説明させていただきます。

資料3の1枚目でございます。こちらは、東京都が上、下が全国の自殺者数の推移でご ざいます。

今日、報道されたかと思います。このグラフは人口動態統計からとっている数字ですが、 報道が出たのは警察庁の統計で、全国ベースですと平成30年の実績が2万598人とい うことで9年連続減少、自殺の死亡率、人口10万人当たりの自殺者ですが、16.3と いうことで、昭和53年の統計以来、最小という数字になったというのが報道されていた かと思います。

ただ、こちらで示させていただいているのは人口動態統計の数字で、ちょっとそことは 違う根拠になりますので、御承知いただければと思います。

こちらは平成29年度の数字を示させていただいておりますが、上のグラフ、東京都のほうで一番上の折れ線が合計でございますが、年間1,936人ということで、平成8年から見ていただくとわかると思うんですけれども、初めて2,000人を割ったというのが平成29年の状況でございます。平成23年をピークに、基本的には右肩下がりという形になってございます。

この自殺対策自体は、自殺基本法が平成18年、19年にできまして、それから約10年強ということになっているところでございます。経済状況の変化ですとか、そういうことも大きく影響はあるかと思いますが、自殺対策、または多重債務の対策等が進んできたことによる影響が出てきているのかなと、手前みそではありますけれども、思っているところでございます。

2ページ目をお開きいただきますと、5年ごとの全国の自殺死亡率を示したものですので、後でごらんいただければと思います。

3枚目になります。私ども東京都のほうでは、「自殺防止!東京キャンペーン」というのを毎年9月と3月にやってございます。こちらは今年度の9月、秋にやった実施結果でございます。この「自殺防止!東京キャンペーン」の9月の月間では、特別相談というものを実施させていただいております。こちらに日程表を、カレンダー式に掲載させていただいておりますけれども、東京都消費生活相談センター、多重債務110番にも御協力いただいているところでございます。

また、通常私どものほうで自殺相談ダイヤル、こころといのちのホットラインというのをやってございます。これは365日やっているのですが、通常は午後2時から翌朝まででございますけれども、この9月の5日間は24時間やっているというものでございます。この自殺相談ダイヤルですが、9月のときは314件でございましたが、大体年間2万件くらいの御相談があります。ここ何年間は大体、2万件前後というような状況でございます。

この9月の月間では、毎年「こころといのちの講演会」を開催させていただいております。今回は若者の自殺予防ということで、大学生と連携した講演会を開かせていただいております。今年度は東京工科大学の看護学科等に御協力いただきまして、大学生によるシンポジウム「SNSで若者の命を救いたい」を行ったところ、来場者数が100名以上ございました。実績は、以上でございます。

次に、別の紙で1部、この会議終了後、回収となってございます。こちらは先ほどの自 殺者数を自殺の動機別にしたものでございます。こちらは29年度の実績として警察庁統 計でとっていますので、先ほどの折れ線グラフとちょっと数字が違っているところがある と思いますが御了承いただければと思います。

右のほうにいっていただいて、負債多重債務となっているところを見ていただければと思います。平成29年は計40名、昨年、28年が39名となっておりますので、ここ数年は余り大きな波はないかなといったところでございます。こちらの資料は会議終了後、回収させていただきたいと思います。

それでは、ホチキスどめの資料のほうに戻っていただきまして、東京都では東京都自殺総合対策計画を平成30年の6月に初めて作成しました。この自殺総合対策計画は自殺対策基本法に各都道府県、各区市町村に策定することが義務づけられているものでございます。東京都では夏に策定し、公表いたしました。

本計画では、計画期間を平成30年度から5年間といたしまして、自殺死亡率、自殺者数の数値目標を定めてございます。自殺死亡率に関しましては、27年と比較して3割減少ということで17.4から12.2、自殺者数についても同様に3割減少ということで2,290人から1,600人以下ということを目標で掲げさせていただいています。

また、本計画は、ホームページのほうにも掲載させていただいております。これまでの自殺の現状や各自治体の自殺、区市町村ごとの自殺者数の状況など、掲載させていただいております。

資料の右のほうでございますが、計画の中で記載させていただいております「東京都における今後の方向性」というところでございます。まず1つは、全国に比べて東京都では若者の自殺のパーセンテージが高い傾向にございますので、若年層の自殺対策を強化する。また、東京は企業も集中しております。在勤者も多いことから、働く人の自殺を防ぐといったところを今後の方向性として掲げさせていただいております。

この方向性に基づいた「東京都における施策」を、大きく3つにカテゴライズさせていただいております。1つは【基本施策】、1つは【重点施策】、または【生きる支援関連施策】でございます。

【基本施策】においては、区市町村等の支援強化や、地域ネットワークの強化、または 自殺対策を支える人材育成として、ゲートキーパーですとか各相談窓口職員への研修等を 実施しているところでございます。

また、【重点施策】といたしましては、先ほども若年層対策を強化しているということを申し上げましたが、若年層対策の推進ということで教育庁において、SOSの出し方教育というものを学校の授業で行ってございます。

また、SNSを活用した自殺相談ということで、LINEを活用した自殺相談を実施しています。LINEを活用した自殺相談を実施したきっかけといたしましては、若い方が電話を使わないというようにコミュニケーションツールのこれまでとの違いがございまして、LINEを導入しました。

今年度の実績は、3月31日までありますのでまだ最終的な数字は出ていないんですけれども、傾向といたしましては電話ですと40代以降が多く、LINEですと10代、20代が半数となっており、相談者の年齢構成というのは電話とLINEで逆転しました。若年層のところにアプローチしたいという点はLINE導入の効果は出たかなと思っております。

LINEでの相談というのは、声の感じとかで状況を相談は読み取ることができないので、難しいという相談員の意見もありました。

また、主訴にたどり着くまでに時間がかかると聞いておりますので、電話相談の倍くらいの時間はかかっている。お1人当たり30分から1時間、主訴にいくまでに30分くらいはかかるというような印象を受けております。その点は、やはり人の感情というのは声には出ますけれども、字には出てこないので難しいなというようなお話を相談員から伺っているところです。しかし、相談のツールというところでは、電話をかけない若者のとこ

ろに届くということでは有効であると考えており、継続していく予定でおります。こうした充実策にも取り組んでおります。

最後にもう一枚つけさせていただいておりますが、こちらは今の計画も含めて、これまでの経緯をまとめたものでございますので、お時間のあるときに参考に見ていただければと思います。

雑駁ではございますけれども、以上になります。

○渡部部会長代行 それでは、今の報告につきまして御意見、御質問等があればお願いいたします。

釜谷委員、どうぞ。

○釜谷委員 第一東京弁護士会の釜谷です。

自殺者対策の相談の窓口として相談に乗られている相談員さんが、電話等がかかってきたときにいろいろな相談があって、この統計で動機が判明した場合に、それぞれの対応策として連絡先であるとか、そういうところを具体的に紹介しているのか。多分、匿名とかなのでしょうか。私はよくわからないんですけれども、自殺とかの相談のお電話によってきちんと対応ができているかどうかというのは。

○中山オブザーバー 相談の内容によって、専門機関につなぐ形になります。例えば、病気をお持ちの方でそういったことで悩んでいるということであれば医療機関ですとか、もしくは地域のサポートとして必要ということであれば区市町村の保健師さんのほうにつなぐといったことをしてございます。

今お手元にあった動機は既にもう自殺した人のものになるので、相談の統計とはちょっと違います。それで、そちらは自殺した方が書いたわけではなくて、その御家族とか警察のほうでこんな動機だろうというもので統計したもので、電話の相談のカテゴライズとはまた違いますので、そこだけすみません。

- ○釜谷委員 例えば、多重債権の場合は弁護士会とかに。
- ○中山オブザーバー そうです。そういったところにお願いするという形になります。そ こにつなぐということは、比較的多いです。
- ○釜谷委員 ありがとうございます。
- ○渡部部会長代行 ほかに御質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、議題4の「その他」につきまして2点御説明をさせていただきます。

まず、資料4-1の「多重債務問題に関する研修の実施について」、御説明をいたします。 この研修は、各種相談窓口の職員が日ごろから住民と接する中で多重債務者を早期に発見 し、適切な専門相談につなげていけるよう、必要な情報提供とともに、事例検討を通じて 対応力の向上を図ることを目的として実施しております。

まず、新任職員向けと経験者向けに分けて実施しておりまして、新任向け研修は第1回を30年6月に開催し、93名の方に御参加をいただき、第2回は2月25日を予定しております。

また、経験者向けの研修は第1回を同じく6月に開催し、69名の方に御参加をいただき、第2回は2月18日を予定しております。

右の「研修内容」といたしましては、新任職員向け研修では、弁護士から「最近の多重 債務問題とその解決方法」を学ぶとともに、多重債務者生活再生事業、消費生活総合セン ター、自殺対策事業といった東京都の取り組みにつきまして情報提供を行いました。

下の経験者向けの研修では、弁護士から「最近の多重債務問題の状況」、法テラス東京から事業を紹介いただき、多重債務相談への対応では具体的事例から家計表を作成し、その改善策を検討いたしました。

下の受講者の「アンケート結果」でございますが、新任職員向け研修では【意見・感想】のところですが、「多重債務に陥る社会的・個人的な要因、そのリスクについて理解を深めることができた」。また、その下の枠の中でございますが、「幅広い分野の窓口で連携し、多重債務者を支援していく必要があると感じた。」といった感想がございました。

右側の経験者向けのほうでは、上の枠の項になりますが、「多重債務の相談に至るまでの経験や背景についても把握することが大切であると改めて認識できた」。また、一番下の枠になりますが、「様々な事例をもとにグループワークを行うことで、債務整理の方法を理解することができた。」など、多重債務問題に関する理解を深め、法的整備など、解決策を考える糸口を得たことがうかがえます。

今後、さまざまな機関の窓口で多重債務を抱えた方の早期発見、早期支援、連携の促進 を期待していきたいと思います。

続きまして、資料4-2、法改正に伴う家計改善支援事業についてでございます。こちらの資料は、法改正に伴い、国が主催した全国担当者会議資料の中で、家計改善支援事業にかかるものを抜粋した資料となります。

家計相談支援事業につきましては、まず下にございますように自治体の実践では生活困

窮者とともに家計の状況を明らかにし、家計再建に向けた収支の見直しをともに考え、生活困窮者が主体的に家計を管理する意欲を高めるための伴走支援を行うといった支援が効果的という声が強く、自立相談支援とは異なる家計改善支援の専門性が明確になってきていることを踏まえ、名称を「家計改善支援事業」に改め、支援内容につきましては「指導」を行う事業ではなく、生活困窮者が自身で家計の把握を行い、その改善に取り組む力を育てる支援との位置づけを明確化したものでございます。

就労準備支援事業と家計改善支援事業はこれまで任意でしたけれども、1枚おめくりいただきまして実施を努力義務といたしまして、両事業が効果的かつ効率的に行われている一定の場合は、家計改善支援事業の補助率を2分の1から3分の2に引き上げ、自立相談支援事業とこの両事業の一体的実施を、国は33年度までを集中的に促進する期間とし、福祉事務所設置自治体での完全実施を目指すとしております。

ちょっと資料をつけておりませんけれども、都内におきまして家計改善支援事業は49 区市のうち35区市で実施しております。改正法の趣旨を踏まえまして、東京都生活再生 窓口によるスーパーバイズと、それから家計改善支援事業従事者研修、またはステップア ップ研修の実施など、区市への支援を行いまして、家計改善支援事業の実施促進に取り組 んでいきたいと思っております。

説明は、以上でございます。この件につきまして御質問、御意見等ございますでしょうか。

こちらの家計改善支援事業につきましては、先ほども足立区さん、八王子市さんのほうから、連携されて、特に足立区さんのほうは家計改善支援事業は自立相談支援の中でやられているということなのですが、サポート基金から3カ月間の研修ということで、相当専門性を備えた上での御対応をしていただいているところでございますけれども、この件は先ほどいろいろ御質問、御意見をいただきましたが、ほかにございますでしょうか。どうぞ。

○橋本委員 先ほど税の滞納者について生活保護が開始になったときに免除されるかどうかについてですが、当センター職員を通じて担当所管に確認したところ、自動的に免除されるのではなく、生活保護受給中は執行停止になるということのようです。

また、家計改善についてですが、法改正で家計相談から家計改善となったこともあり、 スキルアップが求められると考えております。例えば、当課の相談員が家計改善を実施する方法や、委託で実施している就労準備支援事業の中で併せ行う方法などを検討すべきか と考えております。

○渡部部会長代行 よろしくお願いいたします。

ほかに、この件でございますでしょうか。

では、議題5の意見交換ということで、ここまでの報告を踏まえまして御意見、御質問などございましたらお願いいたします。

○海老名委員 今の最後のこともそうなんですけれども、先ほどの足立区さんなどの場合、 非常に積極的にやられているようですが、「家計相談支援事業の支援内容の見直し」という 中で、「自治体における実践では」ということで、いろいろ生活状況をつかんでいますよと いうことなんですけれども、この自治体という表現の問題ですが、私などが考えるのは税 務関係も健康保険関係も自治体の仕事の一部だと思うわけです。

ところが、みなさんが税の負担になっていることは頭ではわかっているんだけれども、 地方自治体としてみるとちょっとわからなくなる。先ほど言ったように担当の段階で非常 に苦労されて、いろいろな相談の体制は非常に広がっているんですけれども、そのものの 解決に非常に苦労されて、今、御説明の様に免除にならないわけで当然そのままで続く。

- ○橋本委員 生活保護受給中は執行停止という形のようです。
- ○海老名委員 わかりました。
- ○渡部部会長代行 ほかに、これまでの全体の中で御質問、御意見等ございますでしょうか。
- ○村上委員 もし時間があるということであれば、御質問させていただきたいと思います。 東京司法書士会でございます。

自死対策の関係で御質問させてください。非常に効果が上がっているようで、御尽力にすごく感動いたしているところでございますが、若年層の相談がやはりというか、東京都は若年層の自殺者が多いということでございましたが、SNSを活用して相談をしていらっしゃるということなのですが、その原因ですね。原因というか、亡くなってはいないけれども、相談内容として多いものの概略でよろしいんですけれども、教えていただければと思うことが第1点です。

それと、もう一つは本当に昔から思っていることで、これは自死対策のほうではなくて 税の関係のことでございますが、法的な解決をするというところに携わる者として、私ど ももやはり地方税の滞納があって、債務整理も思うに任せずというところで、かなり困窮 するのは昔から感じていたところでございます。 それぞれの自治体さんが努力をされているとは思いますが、せめて東京都内の中において、どこの自治体に行ってもある一定の形がもしもとれるとか、連絡協議会の中で、そういった発言があったということをお伝え願えればと思います。これは、要望でございます。よろしくお願いいたします。

○中山オブザーバー LINEの相談なんですけれども、先ほど申し上げたように10代とか20代がすごく多いんですね。ですから、こういう発言の仕方がいいかわからないんですけれども、直接自殺に結びつくような重篤なものは、正直まだ余り多くないです。逆に、学校でこんなことを言われたとか、例えば無視されていてちょっと相談相手がいないとか、そういうものが非常に多くなってございます。

先ほど若年層対策のところで、学校のほうでSOSの出し方の教育をするということを申し上げたんですけれども、若い方と言ったらいけないかはわからないですが、やはり相談相手というか、ちょっと話しかけて相談しようという相手がいない。それが恥ずかしいというか、そういう相手がいない、なかなかできない世代が多くなっているというのが学校のほうでもいろいろあって、例えば自殺というのは本当に重篤になるから自殺であって、その前のちょっとしたきっかけというのは、やはり近くに友達がいて解決できれば自殺の手前の手前までもいかないものがすごく多いんですね。

ですから、教育の現場としてはちょっと困ったときのSOSの出し方というのをまずして、そういうことができるようになるということがまず一つのきっかけで自殺につながらないということになります。

LINEのほうでは申し上げたとおり、すぐ自殺に結びつくような重篤なものは今のところ相談としてはまだ多くはないですね。それで、今年度の実績はまだまとめていないんですけれども、昨年度2週間だけトライアルでやったときに、1件だけ警察も関与したものがございました。それはすぐに自殺に結びつくであろうということで、警察のほうにその場に来ていただいてというのがあったんですけれども、ただ、それは余り若い方ではなかったです。40代以上ということでした。

若い層では、すぐに自殺というよりは、生活でのちょっとした嫌な出来事とか、そういうような相談というか、ちょっと言いたいというか、そういったものがまだ多いかなというような印象で、今年度上半期はやっていなかったのでまだ試行錯誤でやっているんですけれども、自殺というところにすぐいくようなものがウエートを占めている状況では正直ないです。

- ○村上委員 ただ、非常に予防策としては有効なのかなというふうに伺いました。ありが とうございます。
- ○渡部部会長代行 もう一点につきましては、機会を見まして意見があったことをお伝え させていただきたいと思います。
- ○村上委員 実務家のレベルとしては、切実な問題だと思います。よろしくお願いいたします。
- ○渡部部会長代行 ほかにございますでしょうか。
- ○田野委員 税の話なんですけれども、昔、私は税部門にいたことがあるのですが、難しいところなんですね。よく生活保護になった方は税金をもう払わないとか、そういうのはあり得ないことで残るんですけれども、停止、もしくは5年の税の時効で欠損というのがあるんです。そこまでの間にその方がどれだけの税金が残っていて、生活能力がどのぐらいあって、それが分納できるのか。今後、未来に向けて払う意思があるのか。停止をかけてから欠損までの期間中に払えるのか。その辺をよく相談をかけたり、もしくはさっき都道府県だったと思うのですが、転入先、転出先も結構あるんですね。それは、各自治体でどこまで調査するかによります。

瑞穂町から外に出てしまうと、またどこまで追いかけるかというのがあるんですけれど も、正直、都道府県は厳しいですね。私は山梨まで行ったことがありますけれども、そん なことがありました。

ただ、それは悪質な単なる滞納者で、困窮者とは別の話になりますけれども、そういった事情があります。

- ○村上委員 税のことはいろいろ複雑なことは十分承知をした上で、あえて申し上げた次 第です。
- ○田野委員 今、言った停止と、あとはその欠損という、その期間ですね。期間をめどに というのが一番ポイントになるかと思われます。以上です。
- ○渡部部会長代行 ありがとうございました。

ほかにございますでしょうか。

○白井委員 今のことの関連で、弁護士サイドからの意見というよりも、ちょっと話をしますと、よく債務の相談に来られる方はいろいろなところで引っ越されて税金がたまっていると言われたときに、今いる市区町村ではすごく督促というか、当然いる場所だし、なかなか逃げられないけれども、例えばほかのもとにいた場所からは今、何も言ってきてい

ないんですよと言われたときに、どうアドバイスすればいいか。

先ほど清原さんから、家計の中の返済に回せる比率みたいなものを決めてというお話はあったんですけれども、1つは時効という話があるので、今、何も言ってきていない。このまま、もしかしたら何も言ってこないかもしれない。ただ、役所の方々を前にして余り言えることではないんですけれども、もしかしたらそこは行く行く払わなくていいのかもしれないし、その余力があればいいんですが、実際そのお金がないと、ではどこを優先的にというか、例えば今住んでいる市区町村の行政の方が一緒に相談に来られたりすると、当然そこはもちろん回収しよう。そこの未納を回収しようということがくるから、その前にいたところの分はどうすればいいんだろう。

では、言ってきていないからこれは払わなくてもいいですかねと言われると、当然、払わなくていいよとはもちろん言えないので、ではどうしましょうか。今、市区町村によっては4万払えとか、1カ月4万とか5万とか請求してくるところもあるので、そのときのアドバイスというか、当然権利があれば追及されるよということは言うんですけれども、どこまで請求されるのか。その辺で、何か基準があれば知りたいぐらいだというところではあるんです。それは、やはり個々のケースによっても変わるということですね。

○田野委員 そうですね。原則はやはり督促状というものがあって、催促とかいろいろあるんですが、基本は現状で例えば生活保護で瑞穂町であれば非課税なので当然税金はかかっていないんですけれども、その前の自治体である場合はその前の自治体から督促なり通知がきます。

それで、連絡がない場合はそこの前の自治体が私たち、もしくは瑞穂町に対して、あと本人に対しての財産の調べが全部入りますので、金融機関とか、生活状況とか、光熱費はどこの口座から引き落とされているか、そこで調べが入れば当然財産が発覚します。そうすると、払えるのに払わないということであれば、やはりそれなりにどんどん通知もいきますし、また御相談くださいという電話をくださいというのがありますので、原則はやはり電話をかけてちゃんと分納なり相談をかけてもらう。

それで、実際に本当にお金がない、預金もない、余力もないということであれば、それに対しても相談ですよね。相談することによって自治体も、諦めるということはないのですが、この人はもう停止で、なおかつ欠損の対象かなという判断をせざるを得ない。

結局、未納がふえてしまいますと、その自治体の滞納分が増えますので、自治体全体で 考えると未納率が逆にふえてしまうんです。それで、切るものは税法上で切らなければい けないという法律もありますので、原則論はその相談を受けた場合はその前の自治体さんのほうに、まして財産が少しでもあって、ちゃんとした生活があるのであれば、生活保護でないのであれば、なおさらのことちゃんと連絡をしてきちんと分納の確認をするとか、相談をその自治体にかけるということを御指導していただいたほうが間違いはないかなと思います。

逆に相談することによって、本当に生活困窮であれば考えましょうとか、そういう話になると思いますし、分納の金額もピンキリですから、100円単位は余りないんですが、例えば2万、3万というところを、では2,000円、3,000円にしましょうかとか、そういう相談も当然自治体、行政はやりますので、御相談はやはりかけてもらったほうが原則論はいいかと思います。

- ○白井委員 ありがとうございます。
- ○渡部部会長代行 ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、本日予定をしておりました議事は以上でございます。活発な御議論、本当に ありがとうございました。

なお、本日の会議内容は1月28日に開催されます、当部会の親会である東京都多重債 務問題対策協議会へ報告させていただきます。

それでは、会議を終了させていただきます。また、回収資料につきましては机上に置いていただきますようよろしくお願いいたします。

本日は、どうもありがとうございました。

午後3時25分閉会